

令和8年第7回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和8年7月27日（月） 午前9時00分～10時10分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員（12人）

会 長	12番	岩 下 市 蔵
会長代理	11番	川 畑 千 秋
	1番	西 美 香
	2番	野 元 京 子
	3番	木 場 由美子
	4番	樋ノ口 正 信
	5番	古 賀 久美子
	6番	久木山 純 広
	7番	池 田 一 成
	8番	上迫田 薫
	9番	外 薊 健 藏
	10番	池 田 善 之

出席農地利用最適化推進委員（3人）

串木野地区1	古 川 千 明
串木野地区2	藤 園 宗 男
市来地区	橋 口 守

出席職員 篠原局長、松原主査、原田主査、棚町主査

議事録署名委員の指名（11番 川畑 千秋 委員・1番 西 美香 委員）

議事日程

日程第1 報告議案第11号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法
について

日程第2 議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請（3件）について

日程第3 議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（1件）について

日程第4 議案第32号 非農地証明願（4件）について

日程第5 議案第33号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案について

日程第6 議案第34号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案について

会議の概要

局長

おはようございます。ただ今から、令和8年第7回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いいたします。

会長

(あいさつ)

局長

ありがとうございました。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は会長が行うことになっております。会長、よろしくお願いします。

議長

それでは会議規則に基づきまして、議長を務めさせていただきます。まず、農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長

農業委員定数 12 名で、現在数 12 名に対し出席委員数 12 名、全員出席で過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の 3 名の方々も出席されていることを報告いたします。

議長

それでは会次第に従いまして、議事を進めさせていただきますが、まず議事録署名委員の指名を行いたいと思います。いちき串木野市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、私の方から指名させていただくことでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

本日の議事録署名委員は、11 番 川畑千秋 委員と、1 番 西美香 委員にお願いしたいと思います。

それではただ今から、議事に入ります。日程第 1 報告議案第 11 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知・中間管理法についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

1 ページ、2 ページをご覧ください。日程第 1 報告議案第 11 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知中間管理法分は 15 件 18 筆 14,069 m²です。1 番は 3 ページの 3 条申請を行うための解約です。2～4 番は 21 ページの農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案にてご審議いただくための解約です。5～15 番は、借人の経営

規模縮小により、機構預かりとなる農地の解約です。よろしくお願いします。

議長 ただ今説明がございましたが、何か皆さんの方からご質疑等ございますか。

池田（一）委員 はい、よろしいですか。

議長 はい。

池田（一）委員 5番以降のところ、機構預かりとはどういう対応になるんですか。説明をお願いします。

棚町主査 はい、よろしいですか。

議長 はい、お願いします。

棚町主査 これは借人の方が合意解約をされるんですけども、貸人の方は機構に預ける状態でありますので、賃借料が発生する状態です。機構が長く預かるようでしたら、今後は機構の方から貸人の方へ解約をしますという通知を出して、解約に至りますが、今回の場合は借人からの解約だけになっております。

池田（一）委員 借人からのですか。

棚町主査 はい、借人からの、〇〇さんからの解約です。

池田（一）委員 それと合わせてこの〇〇さんの所については、昨年からの課題となっていますよね。これについて、農政課の方も関わっていますよね。そこは農政課とはどういう風に話をしているんですか。

棚町主査 その解約についてですか。

池田（一）委員 いや、こういう状態にあり、今後どうするのかということも含めて、農政課が営農計画を含めて、委員会の方へ報告をして今日に至っていると思いますけど。ただ、こういう状態にありますと出すのか、昨年農政課が説明したことで、全く流れ的に我々に報告された内容と違うような気がするものですから。そこを含めて全体的に整理していないといけないのかなと思うものですから。この前も巡回で回って皆さんに見ていただきましたけど、あれ以降全然変化が無くて、更に

荒廃してきている状況ですので、そこらへんの対応は本当にこれでいいのかなと感じたものですから。農政課とは話しはしていないんですか。

議長 現時点では、私の方も、農政課と〇〇さんのことについて、あれ以降話し合いをしたということはないです。ただ、言われるとおりの改善計画みたいなものを出して、今後は指導していくようなことであつたので、言われるとおりの部分については、農政課と連携をとりながら、これだけ預かりになってしまった部分も含めてですので、今後の営農計画についてはもう少し詳しく聞いていかなければならないと感じています。

池田（一）委員 今ここを含めて他もあるわけですね。やはり基本的なところを、結局会長がと言う訳ではなくて、事務局段階で整理していかなければならないと思うんですよ。そうした方がいいのかなと思ひまして、今申し上げたところです。

議長 今後そのように考えていきたいと思ひます。

外薗委員 はい。

議長 どうぞ。

外薗委員 規模縮小ということですか。

議長 現時点ではですね。

木場委員 〇〇さんの件は、レンコンの土地を借りる時から、私達市来地区でレンコン畑を作りたいと申し出た時には、所有者も耕作者も一緒に集まって話し合いをして、去年もしました。そうしたら、「近々会社にするということだったよね」と、所有者が言われて、〇〇さんは「します」と言われて。出て来られた時にははっきりと、立派なことを言われるんですよ。〇〇さんのこれは、私達は関わってなくて、農政課がしたんですけど、やはり資金を借りることで、面積のスタートから毎年毎年増やさないとイケなくて、ただ面積を増やして、やっているんだという証拠を見せないといけないということで、やっているような感じなんです。話しを聞くと、「やる、やる」というんだけど、やれていない。だから、〇〇さんの話しが出てきた時には農政課も、ただ資金を借りるために面積を増やすのではなくて、今までの所がどうなっているか。私達農業委員が話し合いをする時には所有者も

集まっています。そうしても、この前、牛ノ江の所を見に行った時にもやっている所はやっているんですけど、集まった時の話しでは、黄色（遊休農地）以上の、赤（非農地）に近い土地も借りていたので、「ここは伐採して、駐車場にする」と話しをしていたけれども、そのままなんですよね。貸し借りをしてきた所を2年位で合意解約しても、相手が合意解約をしないと言ったら、農地バンクが1年間は地代を払うそうです。その後は耕作者を探すということになるけど、結局それは、耕作者探しは私達に返ってくるんですよ。だからやっぱり貸し借りをする時、私達はここに上がってきて初めて知る、この前貸し借りをして現場を見に行ったのに、もう解約という状態になるので、そんなに簡単にできるのかなって。上がってきて初めて知ることなんですよね、これなんかは。前から言うように農政課もしようがないのかもしれないですけども、貸す時に気を付けないといけないのかなと思います。

議長 はい、わかりました。他に何かございますか。

西委員 はい、いいですか。

議長 はい。

西委員 去年、〇〇さんの所を見に行きましたよね、その時くらいまではどんどん作る所を探して色々契約をしていたところだったと思うんですけど、私も今回これが出て、どういう理由で規模縮小するというのは、事務局の方も把握はしているんですか。

棚町主査 事務局としては、経営を縮小したいというだけ聞いています。

西委員 これだけ広い土地を借りる時には、農業委員会が色々農地を探して、〇〇さんに提供していたと思うんですけど、それを「やめます」とたった一言で、やめていいものなのかなと思うんですけど。

木場委員 だから、ここで審議するわけだから、みんなが納得いかないと言えば、農政課なり、本人に出てきてもらって説明してもらおうということでもいいんじゃないですか。

池田（一）委員 やっぱり、今話しがありましたけど、上がってきたから出す、西委員が言われたように、何で規模縮小するのか、そこらへんの理由も含めて、事務局はこの場で回答するように事前に確認すべきだと思うんですけど、上がってきましたからそのまま上げるというものではない

と思います。

議長 農政課の方からは規模縮小ということだけ上がってきているわけですよ。

木場委員 ここで、だから。

議長 ここで拒否するんですか。

木場委員 拒否すればいいんじゃないですか。

議長 拒否した後は、じゃあどうしますか。

木場委員 貸し借りの中に入った確認書を提出したのは農政課の方だから、そっちの方で合意解約の段取りをしたんだと思うんですよ。私達が確認書を出す時には、〇〇さんからは私達に電話が掛かってきます。もう、耕作者が作らないと言うけどと言われて。

西委員 結局、安易な気持ちで耕作面積を広げて行かれて、「やっぱりやめます」と急に言われるので、ここに出てきて、やめるんですね、わかりました、じゃあ耕作者の責任はどこまであるのかというところですよ。

議長 そこは、なかなか難しいところです。土地を借りたいと言われて来た時点で、どこまでその人の心情というか、借りる理由を踏み込んで読み取れるかというのは、なかなか難しいところがあります。だから、許可を出す時も当然難しさがあるし、こうやって解約を言われてきた時に、ある意味農業委員会をないがしろにされたような気持ちになっているから、皆さんこういう風に言われると思うんですよ。簡単に貸し借りして、我々が色々仲介して、苦労した部分はどこにいったのかという思いが一部あるから、当然そう言われる思いもわかります。ただ、この場に出てきたものを「認めません」と返したにしても、返ってくる返事は「規模を縮小したい」というだけの理由のような気がするんですけどね。

池田（一）委員 よろしいですか。

議長 はい。

池田（一）委員 橋口推進委員と一緒にパトロールで回ったんですよ、とてもじゃ

ないけど、また農地に戻せる状態じゃなくなっている状況なんですよ。そういった中で、継続してここに作りなさいというところについては、厳しいのかなと思うんですけど、ただ皆さん同じ思いだと思うんですけど、去年、1 年前に農政課が営農計画を作って、「ここはこういう風に作っていきますよ」と私どもに示したんですよ。その責任と、経過確認なり、報告というのは事務局も確認しながら農政課がしなければならないと思います。ただそれを、結果的にもう作らなかったから、規模縮小で機構預かりになりますというのは、去年 1 年前に皆さんで見て回ったものは何だったのかというところを、今後のところも含めて残念に思っています。今のあの状況であれば、作りなさいと言っても多分作れないでしょう。それは仕方ないと思いますけど。

橋口推進委員

確かに去年見に行った時以上になっています。あの時にも作れるんだろうかと皆さんの意見があったと思います。その状況がこの前見たところでは、機械を入れないと耕作できないような状況までになっています。極端に言えば、あの状態になったから返すんだというような気持ちで安易に返したような気がしてなりません。

池田（一）委員

ここは、やむを得ないと思います。あの時に、他の所も含めて見て回りましたよね、〇〇さんの所を。そこがどうなっているのか。レンコンだけはちゃんと作っているようですが、他の所も含めてどうなるのかということは、今回のこの所と、後の所も含めて報告をしてもらった方がいいような気がするんですけど。

議長

わかりました、その点については、農政課に求めていきたいと思います。

外菌委員

すみません。

議長

はい。

外菌委員

現状としてはかなりの状態みたいですが、返す場合には原状復帰ということになるんですよ。そうなるんだったら、作っても一緒ですよ。返すんだったらきれいにして返さないといけないことになるから、人手が足りないのならそれで仕方ないんだけど。

議長

他に何かありませんか。それでは、この件については、報告のとおり受理することよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第1報告議案第11号については、報告のとおり受理することといたします。

次に日程第2議案第30号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は3件であります。事務局の説明、その後調査委員からの調査報告をお願いして、3件終了後質疑に入りたいと思います。それでは、No.1についての説明をお願いします。

棚町主査

日程第2議案第30号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は3件です。3ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を贈与により譲り渡したいという申請です。申請地は農用地区域内農地です。申請地の隣にも譲受人の自作地があります。調査は【正】を西委員、【副】を野元委員をお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

現地調査の報告をお願いします。

西委員

1番西です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について調査報告いたします。7月18日午前8時50分より、譲受人立会のもと、野元委員と調査を実施しました。資料の3～4ページをご覧ください。申請地は農用地区域内農地です。申請地を贈与により譲り受けるための申請です。申請地の隣〇〇の畑は譲受人の所有地で現在も耕作されており、取得後は一体利用で耕作を予定しています。農作業は主に譲受人がしますが、収穫時は家族と行います。農機具は一式保有しており、営農計画としては、オクラ、きゅうり等を栽培する予定です。自宅も隣接しており、労力・施設とも十分あり、耕作するものとみられます。私どもとしては何ら問題ないと見てきましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。No.2について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

5ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から、所有する農地を売買により譲り受けたという申請です。申請地は農用地区域外農地で、譲受人の自宅の隣です。既に果樹が植えてあります。調査は【正】を上迫田委員、【副】を古賀委員をお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

現地調査の報告をお願いします。

上迫田委員

8番上迫田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2について、7月21日午前9時より、古賀委員と行政書士の3名で、所有権移転について調査を実施しましたので報告いたします。申請地は、資料の5～6ページを参照してください。農地区分は農用地区域外農地で、農地の売買です。ポメロ、はっさく、柿、梅を植えてあり、労働力は1人で自家消費です。農機具は耕運機、草刈機を所有されています。自宅からの通作距離は、道路をはさんで5m位です。私達の調査したところ、特に問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。次にNo.3について、説明をお願いします。

棚町主査

7ページをご覧ください。No.3についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を贈与により譲り渡したいという申請です。申請地は農用地区域外農地です。申請地へは、西側にある水路側から入ることができます。調査は【正】を久木山委員、【副】を池田善之委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

現地調査の報告をお願いします。

久木山委員

6番久木山です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3について、7月23日（木）午前9時10分より、行政書士立会いのものと、池田善之委員と3名にて許可申請について調査をいたしました。申請地については、7ページ、8ページを参照してください。今回の申請は、親戚より贈与での所有権移転であり、農用地区域外農地です。譲受人は現在、水稻と野菜の栽培をしていて、農機具はトラクター他一式保有していて、自家消費です。自宅からの通作距離は、0.5kmです。また、隣の〇〇番の畑は、譲受人の所有地であり、調査したところ何も問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。事務局の説明及び調査委員からの調査報告が終わりましたので、それぞれ質疑を受けたいと思いますが、まずNo.1について、何かご質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

よろしいですか。No.2について何かご質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

ありませんか。No.3 について何かご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないということです。日程第2議案第30号農地法第3条第1項の規定による許可申請3件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということです。日程第2議案第30号については、申請のとおり許可することといたします。

次に、日程第3議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は1件です。事務局の説明、その後調査委員からの調査報告をお願いして、質疑に入りたいと思いますので、事務局の説明をお願いします。

原田主査

日程第3議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請1件についてであります。9ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で、第1種住居地域及び第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を池田善之委員、【副】を久木山委員をお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

現地調査の報告をお願いします。

池田(善)委員

10番池田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について説明いたします。7月23日午前8時30分より、代理人の行政書士立会いのもと、久木山委員と調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地は第3種農地で、第1種中高層住居専用地域及び第1種住居地域です。位置図は9ページ、10ページを参照してください。転用の目的は、現在借家住まいで手狭であるため、申請地を譲り受けて住宅を建築したいということです。被害防除計画書等5条申請備考欄に記載されている書類が提出されています。申請地の周囲は北側が道路、東と西側が宅地、南側が畑です。造成計画は現状のまま利用し、北側の道路側に切り土を50cm行つて駐車場を設置、隣接地との境界に緩衝地を2m設けるそうです。申請許可が下り次第着工することです。用水は公共上水道、汚水等の生活雑排水は合併浄化槽で処理し、北側道路側溝に放流するそうです。以上のことから、問題はない

と考えます。皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。ただ今事務局及び調査委員からの説明が終わりました。皆様の方から何かご質疑がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第3議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということで、日程第3議案第31号については、申請のとおり許可することといたします。

次に日程第4議案第32号非農地証明願4件についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

原田主査

日程第4議案第32号非農地証明願4件についてであります。11ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は、亡くなった夫が農地法の手続きを知らず、20年以上前に申請地を月極駐車場にしていまいしました。現在まで月極駐車場として利用しております。

13ページをお開きください。No.2についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は、昭和57年に不動産業者が周辺に家を建てるという話になり、亡くなった父が分筆までしました。業者が転用申請をしたかどうか不明ですが、相続したところ名義も地目も変わっておらず、宅地の一部となっている状況です。現在も隣地の宅地と一体的に利用されております。

15ページをお開きください。No.3についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は、平成3年に車庫兼物置を建築するため、農地転用の手続きを申請しましたが、許可後地目変更せずに現在に至っております。現在まで宅地として利用しております。

17ページをお開きください。No.4についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は、亡くなった父が農地法の手続きを知らず、昭和50年に申請地を舗装してしまいました。現在まで公衆用道路として利用しております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 ただ今、事務局の方から4件について説明がありましたが、皆様の方からご質疑がございますか。

池田（一）委員 すみません。

議長 はい。

池田（一）委員 13 ページですけど、これは分筆されたということですよね。ということは、これは農業委員会の方へは届出があつて分筆したということになるんですか、ないんですか。分筆をする場合に農業委員会へ届け出が必要じゃないんですか。法務局の方に登記をしないといけないから。

原田主査 分筆自体は必要ないです。

池田（一）委員 分筆登記をしてあるのであれば、以前、農業委員会で許可をしてあるのかなと思ったものですから。

議長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、日程第4議案第32号非農地証明願4件については、申請のとおり非農地証明を発行することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 それでは異議なしということですので、日程第4議案第32号については、非農地証明を発行することといたします。

次に日程第5議案第33号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 19、20 ページをご覧ください。日程第5議案第33号令和8年10月1日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてです。15件、17筆14,748㎡で、全て新規の契約です。よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、皆様の方から何かご質疑等ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

日程第5議案第33号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案については、原案のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第5議案第33号については、原案のとおり決定することといたします。

次に日程第6議案第34号農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

21ページをご覧ください。日程第6議案第34号令和8年10月1日開始分の農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案は、3件4筆3,124㎡です。先程1ページの合意解約の2～4番でご審議いただきました農地です。当初の契約内容を変更せず、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。よろしくお願いします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、皆様の方から何かご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第6議案第34号農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案については、原案のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということで、日程第6議案第34号については、原案のとおり決定することといたします。

以上で、議事が終わりました。

議事録署名委員

•

•
